

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 大 日 本 印 刷 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 北島義俊
コード番号 7912 東証・大証第 1 部
問合せ先 広報室長 神 戸 好 夫
T E L 0 3 - 5 2 2 5 - 8 2 2 0

「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続について

当社は、平成 19 年 5 月 17 日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入し、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 113 期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいておりますが、その有効期間は、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の当社第 116 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社取締役会は、旧プランの導入後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策を巡る諸々の動向および様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みの一つとして、株主の皆様への随時の情報提供、株主の皆様にご判断いただく時間確保の点からも、継続の是非を含め、そのあり方について引き続き検討してまいりました。

その結果、本日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第 118 条第 3 号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することを決定しましたので、お知らせいたします。

本プランにつきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、社外監査役 3 名を含む監査役全員から賛同を得ております。なお、本日現在、当社株式の大量買付けに関する打診および申し入れ等は一切ございません。また、平成 22 年 3 月 31 日現在の当社株式の状況は、別紙 3 のとおりです。

本プランの主な変更点は、以下のとおりです。

- ① 買付者等に対する本必要情報の要求期間の長期化や独立委員会による検討期間の延長等は、いたずらに時間を消費する結果となるため、必要情報の追加提供の期間に上限（最長で 60 日）を設けるとともに、独立委員会による検討期間を、買付対価等を問わず 60 日間とし、独立委員会が、買付者等との協議・交渉を行い、また、当社取締役会に代替案の作成等をさせる等のための検討期間の延長に上限（最長で 30 日）を設け、ルールの厳格化を行いました。
- ② 買収防衛策の発動要件について、現経営陣の保身に、より繋がらないようにするため、情報提供に関する事項を要件から削除し、整理しました。
- ③ 買収防衛策の発動に際して、独立委員会が、大量買付けルールに基づく新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会の承認を得ることが相当であると判断する場合には、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を株主総会に付議する場合があることを、明示的に記載しました。
- ④ 平成 21 年 1 月 5 日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）によって、いわゆる株券の電子化が実施されるなどの関係法令の整備に伴う所要の修正および証券取引法が金融商品取引法に改正されたことに伴う所要の修正等を行いました。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主全体の意思に基づいて決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断についても、最終的には、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大量買付行為の中には、大量買付者のみが他の株主の犠牲の上に利益を得るような大量買付行為、株主が買付けに応じるか否かの判断をするために合理的に必要な期間・情報を与えない大量買付行為、大量買付け後の経営の提案が不適切である大量買付行為、大量買付者の買付価格が不当に低い大量買付行為等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方として、当社の企業理念を理解し、当社の様々なステークホルダーとの信頼関係を築きながら、企業価値ひいては株主共同の利益を中・長期的に確保・向上させることができる者でなければならないと考えています。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する虞れのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 当社の企業価値向上・株主共同の利益確保への取組みと本プランの目的

当社の前身である「秀英舎」は、明治9（1876）年に創業しました。当時の舎則に「文明の営業」という記述がありますが、明治維新から間もなく国の近代化が急がれていた時代に、金属活字を用いた活版印刷という当時最先端の技術を用いて、わが国文明社会の発展に貢献したいという高い志を表しています。その後、昭和20（1945）年頃までは、主に出版印刷を専門に行っておりましたが、昭和26（1951）年に紙器分野に進出したのを皮切りに、包装、建材、エレクトロニクス、ビジネスフォーム、情報記録材、産業資材の分野へと、事業領域を拡大してきました。これを当社では、印刷技術の応用発展による「拡印刷」と表現し、当社の事業戦略の柱としております。この「拡印刷」を可能にしているのが、当社が永年にわたり開発し、育んできたコーティング、パターニング、微細加工などを含む高度な印刷技術であり、これらの技術を有機的に応用、複合させて、常に社会に有益な製品とサービスを提供していこうとする、当社の創業時の精神を礎とする企業文化であります。

このような当社事業の歴史的背景を踏まえ、当社では、平成13（2001）年5月に創業125周年を迎えるにあたり、21世紀ビジョンを策定し、新たな経営理念として「21世紀

の知的に活性化された豊かで創発的な社会に貢献する」ことを掲げました。そして、創業以来培ってきた印刷技術（Printing Technology）と、1970 年代前半から取り組み、蓄積してきた情報技術（Information Technology）を融合させ、顧客と生活者の多様な課題を解決するためのソリューションの提供を通じて、創発的な社会に貢献することを目指しています。

また、企業は、今、業績の向上や財務体質の強化だけではなく、その社会的な責任を果たすことが強く求められています。当社では、CSR（Corporate Social Responsibility）があまり語られていない頃から、顧客や生活者をはじめさまざまなステークホルダーを常に意識して、文化活動をはじめ、環境保全活動などに積極的に取り組んできました。その結果、これまでの活動が評価され、平成 17（2005）年には「誠実な企業賞」の大賞や「地球環境大賞」の環境大臣賞等を受賞しました。現在、当社はCSRを 1）社会に対して高い価値を提供する、2）その価値創造プロセスを公正・公平に遂行する、そして 3）社会に対する説明責任を果たし透明性を高めていくという 3 つの責任として捉えています。そして、これらの責任を着実に実行していくことで社会から信頼される企業であり続けたいと考えています。

当社は、これまでに培ってきた技術力や企業文化を融合して、情報コミュニケーション、生活・産業、そしてエレクトロニクスの各分野において先端的な製品・サービスとソリューションを開発・提供してきました。さらに、最近では、ライフサイエンス分野やエネルギー分野などを新規事業として、今日の社会が抱える高齢化社会への対応や地球環境問題の解決に取り組んでいます。こうした活動を継続的に展開することにより、社会になくてはならない存在となってきたと自負しております。今後とも、印刷技術（P）と情報技術（I）を融合させた「P&I ソリューション DNP」をコンセプトワードとして、中・長期的な視野に立って、様々なステークホルダーとの「対話」を重視し、あらゆる産業にわたる顧客と生活者の課題を的確に把握し、その解決に向けて当社グループの総合力を発揮していくことで、更なる発展を図ることができると確信すると共に、それが当社の企業価値の向上と株主共同の利益に資するものと考えています。

このように、当社は、当社の企業価値と株主共同の利益の向上に努めていく所存ではありますが、近年、わが国においても、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するという事例が見られるようになっております。もちろん、当社は、このような大量買付けであっても株主の皆様や取引先、顧客、地域社会、従業員等のステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、資本市場のルールに則り株式を買い付ける行為それ自体を否定するものではありません。また、当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判

断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、これらの大量買付けの中には、その目的等から見て、企業価値の向上や株主共同の利益を損なう虞れがあるものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために不当な買収に対する交渉を行うこと等を可能にするだけでなく、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして、一定の場合には企業価値・株主共同の利益を守るために必要かつ相当な措置をとることが、当社取締役会としての責務であると考え、旧プランを近時の諸環境の変化を踏まえて以下のような内容の本プランに一部変更した上で、買収防衛策を継続することといたしました。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付けその他これに類似する行為又はその提案（以下「買付け等」といいます。）が行われる場合に、買付け等を行おうとする者又はその提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当該買付け等についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、株主の皆様へ当社取締役会の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行う場合の手続を定めています（下記（2）「本プランの発動に係る手続」ご参照）。

(b) 本プランの発動と取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の設置

買付者等の行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を害する虞れがあると認められる場合（その要件の詳細については下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、取締役会決議により、新株予約権（当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付されたものであり、その詳細は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により、当社取締役会が定める一定の日における全ての株主に対して割り当てます。

本プランにおいて、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施又は取得等の判断

については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙 1 ご参照）にしたがい、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとします。なお、本プランにおける独立委員会の委員の氏名及び略歴については別紙 2 のとおりです。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランにしたがって本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前の約 2 分の 1 にまで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付け等

当社は、本プランに基づき、以下の①又は②に該当する買付け等がなされるときに、本プランに定められる手続にしたがい本新株予約権の無償割当てを実施いたします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付け等
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の買付け等を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付け等を行おうとする買付者等は、当社取締役会が友好的買付けであると認めた場合を除き、買付け等の実行に先立ち、当社に対して、当該買付者等が買付け等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した当社所定の書面（以下「買付説明書」といいます。）、及び買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

独立委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（最長 60 日）を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、本必要情報の言語は、追加的に提供していただくものを含め、日本語に限らせていただきます。

本必要情報の基本的な項目は次のとおりです。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付け等の目的、方法及び内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付け等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付け等の資金の裏付け（買付け等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付け等の後の当社グループの基本的な経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続にしたがうことなく買付け等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告するものとします。

(c) 買付け等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による当社自身の企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（最長 30 日）を定めた上、買付者等の買付け等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むもの）とします。以下同じ。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等を受領した後 60 日間（下記（d）③に記載する場合には、独立委員会は当該期間を、更に延長（最長 30 日）することができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付け等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等及び当社取締役会の提供する代替案の検討を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付け等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は買付け等の内容もしくは当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示の勧告等を行うものとします。

独立委員会が、当社の企業価値・株主共同の利益にとって最善の判断をするための一助として、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会が、自ら又は当社取締役会等を通して、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、買付者等は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始された事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で速やかに株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続にしたがうものとします。

①独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)及び(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付け等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付け等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の如何にかかわらず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

なお、独立委員会は、買付者等による買付け等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、これについて株主総会の承認を得ることが相当であると判断するときは、新株予約権の無償割当ての実施に関して事前に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

また、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(下記(4)(f)において定義されます。)までの間は、(無償割当ての効力発生前においては)本新株予約権の無償割当ての中止、又は(無償割当ての効力発生後においては)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付け等を撤回した場合その他買付け等が存在しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付け等が下記(3)「本新株予約権無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当ではない場合

②独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付け等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の

結果、買付者等による買付け等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の如何にかかわらず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付け等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の作成等に必要とされる合理的な範囲内（最長 30 日）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

④情報開示

当社は、独立委員会が上記①から③に定める勧告等の決議をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当該決議の概要（独立委員会検討期間の終了の事実を含みます。）その他独立委員会が適切と判断する事項（③にしたがい独立委員会検討期間を延長する場合には延長の期間及び理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。なお、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して、当該実施に関して事前に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会に

において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行い、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付け等を実行してはならないものとしします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合、又は買付者等による行為等が下記のいずれかに該当する場合において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損ない、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められるときは、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、独立委員会の勧告を最大限尊重して決定されることになります。

記

①次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞れのある買付け等である場合

- (a) 買付者等が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で買付け等を行おうとしていると判断される行為
- (b) 買付者等が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付者等やそのグループ会社に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で買付け等を行おうとしていると判断される行為
- (c) 買付者等が、当社の経営を支配した後に当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で買付け等を行おうとしていると判断される行為
- (d) 買付者等が、当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券その他の資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって

一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売抜けをする目的で買付け等を行おうとしていると判断される行為

- ②買付者等の提案する買付け等の方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要する虞れがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- ③買付者等による支配権取得により、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、ひいては株主共同の利益の確保・向上を妨げる虞れがあると判断される場合
- ④買付者等が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣ると判断される場合
- ⑤買付け等の条件（対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性、買付け等の後の経営方針又は事業計画、買付け等の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付け等である場合
- ⑥買付者等の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

（４）本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

（a）本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数の新株予約権を割り当てます。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において、当社取締役会が定めます。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、新株予約権 1 個につき 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式 1 株当たりの価額は、金 1 円以上で当社株式 1 株の時価の 50%相当額以下の範囲内において当社取締役会が新株予約権無償割当決議において定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定めた日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とします。但し、下記(i)項のとおり、当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間については、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使の条件

(i) 特定大量保有者¹、(ii) 特定大量保有者の共同保有者²、(iii) 特定大量買付者³、(iv) 特定大量買付者の特別関係者⁴、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者⁵は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来をもって、無償で本新株予約権全部を取得することができるものとします。

¹ 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されます。以下同じ。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。

² 金融商品取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。

³ 公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

⁵ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。

- ② ①にかかわらず、当社は、当社取締役会が定める日の到来をもって、上記(g)項(i)ないし(vi)に該当する者以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後同様とします。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の日から3年間（平成25（2013）年3月期に関する定時株主総会の終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会の承認を得ることとします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせいたします。

(6) 本プランの廃止及び変更

本プランについては、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②独立委員会の勧告を経て、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、株主の皆様のご意向にしたがってこれを廃止することが可能です。

また、当社取締役会は、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応するため、③本プランの有効期間中であっても、独立委員会の勧告を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更の場合には）変更等の内容その他の事項について、速やかに情報開示を行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17（2005）年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20（2008）年 6 月 30 日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も十分踏まえたものとなっております。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認を得られた場合は、その有効期間は、平成 25（2013）年 3 月期に関する定時株主総会の終結の時までの 3 年間となります。また、当社の取締役の任期は 1 年ですので、たとえ本プランの有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(3) 当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会の判断と情報開示

独立委員会は、当社社外取締役、社外監査役、又は独立委員会規則が定める一定の要件を備えた社外の有識者のいずれかに該当する者から構成され、実際に当社株式に対して買付け等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則にしたがい、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。

このように、独立委員会は、取締役が恣意的に本プランを発動することのないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定され

ており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンス・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であり、取締役の期差選任又は解任要件の加重も行っていないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様等への影響

(1) 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、株主の皆様が買付者等による買付け等に応じるか否かを判断するため、買付者等から買付内容の検討に必要な情報の提供を受け、また、現に経営を担っている当社取締役会から当該買付け等に対する意見や代替案の提供・提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、買付け等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランの設定は、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。なお、上記3.において述べたとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより買付け等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に、株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの発動時においては、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)(a)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社は、取締役会の決定により、下記(3)(b)に記載する手続により、上記3.(4)(g)項(i)ないし(vi)に該当する者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得手続を取った場合、上記3.(4)(g)項(i)ないし(vi)に該当する者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式一株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、一株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って、株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権の行使日等の必要事項、及び株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり、金1円以上で当社株式1株の時価の50%相当額以下の範囲内において当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社株式が発行されることになります。

(b) 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続にしたがい、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに対象株式数の当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が上記3.(4)(g)項(i)ないし(vi)に該当する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
(i) 当社社外取締役、(ii) 社外監査役、又は(iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会の委員の任期は、平成 25 (2013) 年 3 月期に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会の委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社の各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本プランの対象となる買付け等への該当性
 - ② 本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施（これらの事項についての株主総会への付議の実施を含む。）又は独立委員会による検討期間の延長
 - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止
 - ④ 本新株予約権の無償取得
 - ⑤ 本プランの廃止又は変更
 - ⑥ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、必要に応じ以下の各号に記載する事項を行う。
 - ① 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

- ②買付者等の買付け等の内容の精査・検討
 - ③買付者等との交渉・協議
 - ④当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑥当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容又は本必要情報の提供が不十分であると判断した場合には、追加的に情報等を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付け等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付け等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会に代替案提出の勧告等を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員候補者の氏名及び略歴

塚田 忠夫（つかだ ただお）

【略歴】

昭和 13 年 10 月 生まれ

昭和 57 年 11 月 東京工業大学教授

平成 11 年 4 月 当社顧問

10 月 明治大学理工学部教授

平成 14 年 6 月 当社取締役

平成 19 年 5 月 当社独立委員会委員 現在に至る

※塚田忠夫氏は、会社法第 2 条第 15 号に規定される当社社外取締役です。

※塚田忠夫氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第 436 条の 2 の独立役員として
指定しております。

同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

根来 泰周（ねごろ やすちか）

【略歴】

昭和 7 年 7 月 生まれ

昭和 33 年 4 月 検事任官

平成 2 年 6 月 法務事務次官

平成 5 年 12 月 東京高等検察庁検事長

平成 8 年 8 月 公正取引委員会委員長

平成 14 年 8 月 弁護士

9 月 当社顧問

平成 15 年 6 月 当社監査役

平成 19 年 5 月 当社独立委員会委員 現在に至る

※根来泰周氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。

※根来泰周氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第 436 条の 2 の独立役員として
指定しております。

同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

松浦 恂（まつうら まこと）

【略歴】

昭和14年 3月 生まれ

昭和39年 4月 検事任官

平成10年 2月 仙台高等検察庁検事長

平成13年 7月 東京高等検察庁検事長

平成14年 6月 中央更生保護審査会委員長

平成20年 7月 弁護士 現在に至る

※松浦 恂氏は、当社役員ではないため、独立役員ではありませんが、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号のaからeに定める要件には該当せず、同氏と当社との間に特別の利害関係はありませんので、独立性を有しております。

※なお、塚田忠夫氏及び根来泰周氏は、過去に「当社顧問」となっておりますが、各人は当社・当社子会社の業務執行を行ったことはなく、株主や投資家の皆様を含めた様々なステークホルダーの視点で当社の経営に対して意見を述べていただくことを目的として、顧問に就任していたものであります。

以 上

別紙 3

当社株主の状況

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数

普通株式 1,490,000,000 株

2. 発行済株式の総数

普通株式 700,480,693 株

3. 株主数

30,604 名

4. 大株主（上位 10 名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	37,398	5.34
第一生命保険相互会社	30,882	4.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	29,063	4.15
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリ バ ンク フォー デポジタリ レシート ホルダーズ	26,665	3.81
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	15,242	2.18
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	14,349	2.05
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	12,471	1.78
自 社 従 業 員 持 株 会	11,462	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	7,958	1.14
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	7,595	1.08

注 1

上記以外に、当社は自己株式 55,718,118 株を保有しております。

注 2

第一生命保険相互会社については、上記の他に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が 3,764 千株あります。

注 3

株式会社みずほコーポレート銀行については、上記の他に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が 6,658 千株あります。

注 4

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行から平成 19 年 10 月 15 日付の大量保有報告書の写しの送付があり平成 19 年 10 月 8 日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として平成 22 年 3 月 31 日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行ほか 3 名	37,028	5.29

以 上